

## 令和6年度3月 第12回 あま市農業委員会総会議事録

開催日時 令和7年3月19日(水) 午前10時00分 ~ 午前10時30分

開催場所 あま市役所 2階 D会議室

出席者

農 業 委 員 会 委 員			農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員		
議席番号	氏 名	出欠	番 号	氏 名	出欠
1	太田 昌史	出席	推1	櫻井 博文	出席
2	辻本 雅之	出席	推2	毛利 康夫	欠席
3	山田 昌弘	出席	推3	村上 英夫	出席
4	近藤 哲夫	欠席	推4	伊藤 幸夫	出席
5	竹嶋 肇	出席	推5	小鹿 正実	出席
6	宮崎 君恵	出席	推6	竹田 隆義	出席
7	片岡 伴造	出席	推7	大平 悦司	出席
8	木全 和光	出席	推8	丹羽 敦	出席
9	山田 英史	出席	推9	水谷 鋼造	出席
10	木村 日登美	出席			
11	鈴木 義雄	出席			
12	近藤 善成	欠席			
13	武藤 多津美	欠席			
14	塚本 隆啓	出席			

議案説明及び会議に職務の為出席した者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	今枝 勲男	書 記	伊藤 秀樹

傍 聴 人 なし

提 出 議 案

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	議案第 39 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 4	議案第 40 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
日程第 5	議案第 41 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 6	議案第 42 号 農用地利用集積等促進計画について
日程第 7	議案第 43 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
日程第 8	報告第 32 号 農地法第 4 条の規定による届出について
	報告第 33 号 農地法第 5 条の規定による届出について
	報告第 34 号 農地法第 18 条の規定による通知について
	報告第 35 号 生産緑地の農業の主たる従事者証明願について

議 長 (あいさつ)

本日の出席につきましては、農業委員の出席数は11人、推進委員の出席数は8人です。近藤哲夫委員、近藤善成委員、武藤委員、毛利委員が欠席となっております。

定足数に達していますので、令和6年度3月あま市農業委員会総会を開会します。

本日の議案日程はお手元に配布のとおりです。

議 長 日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。  
5番竹嶋肇委員及び6番宮崎君恵委員を指名します。

議 長 日程第2「会期の決定」を議題とします。  
本総会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。  
これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日限りと決定しました。

議 長 日程第3 議案第39号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

この議案には村上委員に関係する事項がありますので、あま市農業委員会総会規則第17条の規定により、村上委員には一時退席していただきます。

(村上委員退席)

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説明)

それでは、議案第39号について説明いたします。

3-44番につきまして、説明いたします。

参考資料は1~4ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっております、申請地は七宝町川部吉原、三反田、市ノ坪、瀬木戸、北ノ町、八反田地内の田及び畑の所有権移転による経営拡大となっております。

3-45番につきまして、説明いたします。

参考資料は5~6ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっております、申請地は西今宿八反田地内の田の所有権移転による経営拡大となっております。

3-46番につきまして、説明いたします。

参考資料は7～8ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっております、申請地は七宝町伊福宮東地内の畑の所有権移転による経営拡大となっております。

3-47番につきまして、説明いたします。

参考資料は9～10ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっております、申請地は七宝町川部三反田、市之坪、八反田地内の田及び畑の所有権移転による経営拡大となっております。

3-48番につきまして、説明いたします。

参考資料は11～12ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっております、申請地は七宝町川部市之坪、八反田地内の田の所有権移転による経営開始となっております。

3-49番につきまして、説明いたします。

参考資料は13～14ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっております、申請地は西今宿八反田地内の田の所有権移転による経営拡大となっております。

3-50番につきまして、説明いたします。

参考資料は15～16ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっております、申請地は新居屋又屋敷地内の田の所有権移転による経営拡大となっております。

3-51番につきまして、説明いたします。

参考資料は17～18ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっております、申請地は二ツ寺五反地地内の田の同一世帯内での生前贈与となっております。

以上、譲受人等の経営農地に不法転用は無く、営農計画等も特に問題等はありませんでした。

こちらにつきましては、3月14日に塚本委員と櫻井委員と現地確認をさせていただいております。

どうぞよろしく願いいたします。

**議 長** 議案第39号につきましては、塚本委員と櫻井委員に現地確認を行っていただきましたが、代表して塚本委員から現地の状況について報告願います。

**塚本委員** 議案第39号につきましては、現地を確認しましたが、農地の耕作について問題はありませんでした。

**議 長** ただ今、事務局及び塚本委員から説明・報告がありました、議案第39号について、何かご質問等はございますか。

議長 他にご質問も無いようですので採決に移ります。  
議案第39号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手です。よって、議案第39号は承認されました。  
それでは、村上委員に戻っていただきます。

議長 日程第4 議案第40号「農地法第4条の規定による許可申請について」を  
議題とします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説明)

議案第40号について説明いたします。

4-3番について説明いたします。

参考資料は19～20ページです。

なお、こちらの議案につきましては、議案第41号申請番号5-48と関連  
がありますので、併せてご説明させていただきます。議案書5ページ、参考資  
料25、26ページも併せて確認をお願いいたします。

申請者は、議案のとおりとなっております。申請地は七宝町遠島折口地内の田で、  
進入路への転用となっております。申請者は西側隣接地に居住しておりますが、  
車両の乗り入れに関して、東側のあま市道遠島中央線への通路として、隣接の  
土地を使用している状況です。他人名義の土地を使用し続けている現状を打開  
したいと考えていたところ、本申請地の東側隣接地の譲受の内諾をいただけた  
ため、自己所有地を4条許可、隣接地を5条許可にて転用し、進入路を確保す  
るための申請となっております。なお、こちらの案件につきましては、12月  
の総会の際に農振除外の議案を上程させていただいた案件となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしていく区  
域に近接する区域にある農地10ha未満であるもので、農地区分は、第2種  
農地に区分されます。日常生活上必要な施設で、集落に接続しているため、転  
用の許可が見込めます。

こちらにつきましては、3月18日に海部農林水産事務所と現地確認をさせ  
ていただいております。また、3月14日に塚本委員と櫻井委員と現地確認を  
させていただいております。

どうぞよろしく願いいたします。

議長 議案第40号につきましては、塚本委員と櫻井委員に現地確認を行って  
いただきましたが、代表して塚本委員から現地の状況について報告願います。

塚本委員 議案第40号につきましては、現地を確認しましたが、農地の転用について問題はありませんでした。

議長 ただ今、事務局及び塚本委員から説明・報告がありました、議案第40号について、何かご質問等はございますか。

議長 他にご質問も無いようですので採決に移ります。  
議案第40号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手です。よって、議案第40号は承認されました。

議長 日程第5 議案第41号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説明)

議案第41号について説明いたします。

5-46番について説明いたします。

参考資料は21～22ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっております、申請地は丹波深田地内の田で、駐車場兼資材置場への転用で所有権移転となっております。譲受人は愛西市内に本店を置き、解体工事業を営んでおります。現在姉の経営する会社の敷地の一部を借りて資材置場及び下請け企業従事者の駐車場として利用しておりますが、他の利用計画があり返還を求められていることから、駐車場及び資材置場を確保しようと考えていたところ、会社から、受注機会の増えているあま市、名古屋市方面にある、当該敷地の譲受の内諾をいただけたため、今回の申請となっております。一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域に近接する区域の農地で10ha未満であるもので、農地区分は、第2種農地に区分されます。業務上必要な施設で、集落に接続しているため、転用の許可が見込めます。

続きまして、5-47番について説明いたします。

参考資料は23～24ページです。

借受人・貸渡人は、議案のとおりとなっております、申請地は七宝町沖之島高畑地内の田で、駐車場への転用で賃貸借設定となっております。借受人は南側隣接地工場を構え、プラスチック製品の成型、加工業を営んでおります。製品の

運搬用車両の駐車場スペースが狭く、工場前の道路にはみ出して製品の積み下ろしを行っており、近隣住民や通行車両に迷惑をかける状況となっていたため、駐車場用地を確保しようと考えていたところ、当該土地の借受けの内諾をいただけたため、今回の申請となっております。一般基準も満たしており、立地基準においては、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地で、農地区分は、第3種農地に区分されます。第3種農地のため、転用の許可が見込めます。

続きまして、5-48番については、先ほどの議案の際にご説明させていただきましたので省略させていただきます。

続きまして、5-49番について説明いたします。

参考資料は27～28ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっております。申請地は七宝町伊福蓮池地内の田の、駐車場兼資材置場への転用で所有権移転となっております。譲受人は名古屋市中川区に本店を置き、土木建築工事業を営んでおり、申請地南側に駐車場兼資材置場を確保し、現場事務所を設けております。事業の拡大に合わせ、資材置場が不足する状況となったため、作業場に隣接している現駐車場を資材置場に変更し、既存施設の拡張により駐車場を設置しようと考えていたところ、当該土地の譲受の内諾をいただけたため、今回の申請となっております。

なお、こちらの案件につきましても、12月の総会の際に農振除外の議案を上程させていただいた案件となっておりますが、申請人が、農振除外の回答をもって農地転用許可と勘違いし、現地の造成をしてしまったため、愛知県に確認した結果、農振除外回答時に転用見込み有と回答しているため、始末書を添付し申請書を提出するよう指導があったため、添付の確認もさせていただいております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、10ha以上の一団の農地で、農地区分は、第1種農地に区分されます。既存施設の拡張であるため、転用の許可が見込めます。

以上につきましては、3月18日に海部農林水産事務所と現地調査をさせていただいております。また、3月14日に塚本委員と櫻井委員と現地調査をさせていただいております。

**議 長** 塚本委員と櫻井委員に現地確認を行っていただきましたが、代表して塚本委員から現地の状況について報告願います。

**塚本委員** 議案第41号につきましては、現地を確認しましたが、転用に関して周辺農地への影響について問題はありませんでしたが、事務局の説明にもありましたとおり、現地はすでに整備されておりました。

議 長 　ただ今、事務局及び塚本委員から説明・報告がありました、議案第４１号について、何かご質問等はございますか。

議 長 　ご質問もないようですので採決に移ります。  
議案第４１号を許可相当として愛知県知事に送付することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 　挙手全員です。よって、議案第４１号は承認されました。

議 長 　日程第６　議案第４２号「農用地利用集積計画について」を議題とします。  
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 　(説 明)  
議案第４２号について説明いたします。  
申請件数につきましては５９件、貸付地筆数は１３３件、貸付地面積は１０  
８、４８０㎡、借受者は７名となっております。利用権設定を受ける担い手  
においては、農地の集約化に関し影響はなく、また、農業経営においても問題  
が無いことを事務局として確認しております。

議 長 　ただ今、事務局から説明ありました、議案第４２号について、何かご質問等  
はございますか。

議 長 　ご質問も無いようですので採決に移ります。  
議案第４２号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 　全員挙手です。よって、議案第４２号は承認されました。

議 長 　日程第７　議案第４３号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」  
を議題とします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 　(説 明)  
議案第４３号について説明いたします。  
１０－２番についての説明をさせていただきます。

相続人、被相続人は議案のとおり、特例農地は7筆で、面積は3,838㎡となっております。

つづきまして、10-3番について説明させていただきます。

相続人、被相続人は議案のとおり、特例農地は2筆で、面積は1,114㎡となっております。

以上につきましては、事務局にて現地調査をさせていただいており、適正に耕作されていることを確認させていただいております。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長 　ただ今、事務局から説明がありました、議案第43号について、何かご質問等はございますか。

議長 　ご質問も無いようですので採決に移ります。  
議案第43号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 　全員挙手です。よって、議案第43号は承認されました。

議長 　日程第8 報告第32号「農地法第4条の規定による届出について」、報告第33号「農地法第5条の規定による届出について」、報告第34号「農地法第18条の規定による通知について」、報告第35号「生産緑地の農業の主たる従事者証明願について」を事務局から報告願います。

事務局 　(報告)

議長 　ただ今事務局から報告がありました、報告第32号、報告第33号、報告第34号、報告第35号について、ご質問・ご意見等はございませんか。

議長 　ご質問も無いようですので、質疑を終了します。  
以上で本会の会議に付議された事案は、すべて議了しました。  
よって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 　異議なしと認めます。  
以上で本日の議事は、すべて終了いたしました。長時間にわたりご苦労さまでした。

次回の農業委員会でございますが、4月18日(金)午前10時からの予定

です。

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和7年4月18日

議 長 太田 昌史

署名委員 竹嶋 肇

署名委員 宮崎 君恵